

所沢市告示 第 255 号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年5月9日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- 1 撤去した日 令和7年5月7日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 9台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

返還(保管)場所	撤去した場所
喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町2番12号) 電話04-2924-9419)	所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内
北野自転車保管場所 (北野新町一丁目9番地の13) 電話04-2949-8652	西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140